平成２１年（フ）第４３６９号
大阪府東大阪市日下町４丁目２番10―109号、前住所大阪府和泉市光明台３丁目７番23―104号
破産者　谷田　健一
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３７９号
大阪市東成区大今里南５丁目８番７号、住民票上の住所大阪市東成区大今里南３丁目５番13号
破産者　重清　利之
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１９３号
大阪府吹田市原町１丁目27番４号
破産者　東畑　精一
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５６２号
兵庫県西宮市生瀬東町24番10―202号、開始決定時の住所大阪府三島郡島本町青葉１丁目14番21号
破産者　横山　國雄
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５７１号
大阪府高槻市牧田町６番40―308号
破産者　勝見　　博
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７４９号
大阪府摂津市鳥飼上１丁目22番18号
破産者　河原　　正
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０５６号
大阪府豊中市千里園２丁目７番５―305号、前住所大阪府豊中市向丘３丁目７番30―701号
破産者　ポム・ド・テールこと　片山　　保
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９３号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目６番47号　ロードスメーシオン302号
破産者　本田　佳子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４２３号
大阪市西成区北津守４丁目４番54号
破産者　坂元　勇二
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４６１号
東京都豊島区西巣鴨１―10―16―702、住民票上の住所大阪府豊中市上新田４丁目21番25―206号
破産者　上原　佳樹
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５２３号
大阪市生野区田島２―５―11―302、開始決定時の住所大阪市生野区中川西１丁目３番８号
破産者　吉村こと　玄　　峰豪
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６９０号
京都府八幡市橋本狩尾１―278、住民票上の住所大阪府枚方市西牧野３丁目２番６号
破産者　佐藤　利行
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９５８号
大阪府河内長野市南花台７丁目６番10号、事業所所在地大阪市中央区久太郎町３丁目１番12号　白鳥ビル株式会社ジュポン内３階34号室
破産者　モードマルヤマこと　丸山　正博
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４７０号
大阪市西淀川区姫島５丁目３番６号　シティパル姫島301号室
破産者　木村知映子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５５０号
大阪府門真市野里町14番31号
破産者　中村　好男
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２３９号
大阪府松原市田井城２丁目206番地の７
破産者　平野　敦也
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１５号
大阪府富田林市津々山台５丁目６番８号103
破産者　藤池　良隆
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４４９号
大阪市都島区中野町４丁目８番10―108号
破産者　ユキｆリングこと　富田　常夫
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部